

島原市教育委員会

議 案 集

- 第6号議案 島原市立小・中学校の学校医及び学校薬剤師の解職について
第7号議案 島原市立小・中学校の学校医及び学校薬剤師の委嘱について
第8号議案 平成24年度島原市立中学校部活動外部指導者の解職について
第9号議案 平成25年度島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について
第10号議案 島原市教育委員会委員長の選挙について

平成25年3月29日 臨時会

第6号議案

島原市立小・中学校の学校医及び学校薬剤師の解職について

次の者を島原市立小・中学校の学校医及び学校薬剤師としての委嘱を解く。

	氏名	性別	年齢	学校名	備考
学校医	松岡邦子	女	54	島原市立第五小学校	平成25年3月31日付解職
学校医	中村浩平	男	51	島原市立第三中学校	平成25年3月31日付解職
学校医	原田健一郎	男	63	島原市立大三東小学校	平成25年3月31日付解職
学校薬剤師	織田博子	女	62	島原市立第二小学校	平成25年3月31日付解職

平成25年3月29日提出

島原市教育委員会
教育長 清水 充枝

提案理由

本人より辞任願いが提出されたため、委嘱を解こうとするものである。

辞 任 届

私儀

一身上の都合により、島原市立第五小学校医を辞任致したくお届けします。
(平成25年3月31日付)

平成 25 年 3 月 15 日

住所 島原市立第五小学校

氏名 打田 三子



島原市教育委員会
教育長 清水 充枝 様

辞 任 届

私儀

一身上の都合により、島原市立第三中学校医を辞任致したくお届けします。
(平成25年3月31日付)

平成 25 年 3 月 15 日

住所

〒757-0801 島原市立第三中学校

氏名

津村 浩平

印

島原市教育委員会

教育長 清水 充枝 様

辞 任 届

私儀

一身上の都合により、島原市立大三東小学校医を辞任致したくお届けします。
(平成25年3月31日付)

平成 25 年 3 月 25 日

住所 島原市片町 578番地8
氏名 原 田 健 一 郎 

島原市教育委員会
教育長 清水 充枝 様

辞任届

私儀

一身上の都合により、島原市立第二小学校の学校薬剤師を辞任いたしたく
お届けします。

(平成25年3月31日付)

平成25年2月20日

住所 島原市中堀町64

氏名 織田博子 

島原市教育委員会
教育長 清水 充枝 様

第7号議案

島原市立小・中学校の学校医及び学校薬剤師の委嘱について

次の者を島原市立小・中学校の学校医及び学校薬剤師として委嘱する。

	氏名	性別	年齢	学校名	備考
学校医	小嶺大志	男	36	島原市立第五小学校	平成25年4月1日から
				島原市立第三中学校	平成25年4月1日から
学校医	伊東大介	男	44	島原市立大三東小学校	平成25年4月1日から
学校薬剤師	織田哲平	男	31	島原市立第二小学校	平成25年4月1日から

平成25年3月29日提出

島原市教育委員会
教育長 清水 充枝

提案理由

学校医及び学校薬剤師の辞任に伴い、欠員補充として学校保健安全法第23条の規定により新たに委嘱しようとするものである。

(参考)

学校保健安全法 (抜粋)

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

推 薦 状

住 所 島原市中安德町丁4310番地

氏 名 小 嶺 大 志

上記の者を、島原市立第三小学校校医に適任と認め、委嘱くださるよう推薦いたします。

平成 25 年 3 月 15 日

(社)島原市医師会

会長 小 島



推 薦 状

住 所 島原市中安德町丁4310番地

氏 名 小 嶺 大 志

上記の者を、島原市立第三中学校校医に適任と認め、委嘱くださるよう推薦いたします。

平成 25 年 3 月 15 日

(社)島原市医師会

会長 小 島



推 薦 状

住 所 島原市広馬場町373番地1

氏 名 伊 東 大 介

上記の者を、島原市立大三東小学校校医に適任と認め、委嘱くださるよう推薦いたします。

平成 25 年 3 月 25 日

(社)島原市医師会

会長 小 島



推 薦 状

住 所 長崎県島原市下新丁 2442-1

氏 名 織 田 哲 平

上記の者を、島原市立第二小学校の薬剤師に適任と認め、委嘱くださるよう推薦いたします。

平成25年 3月 / 日

一般社団法人 島原薬剤師会

会長 織 田 康 男



第8号議案

平成24年度島原市立中学校部活動外部指導者の解嘱について

平成24年度島原市立中学校部活動外部指導者の下記の者を解嘱する。

記

(第一中学校)

部 名	氏 名	性別	年齢	住 所
ソフトテニス(男)	辻村 仁男	男	49	島原市萩が丘1-5617-1
卓 球	河端 康男	男	65	島原市上の原2-6407
サッカー	林田 修平	男	28	島原市本町甲186-1
野 球	森本 一広	男	51	島原市宇土町乙707

(三会中学校)

部 名	氏 名	性別	年齢	住 所
ソフトテニス(男)	松本幸次郎	男	27	島原市出の川町甲1660

(有明中学校)

部 名	氏 名	性別	年齢	住 所
陸 上	前田 涼児	男	25	島原市有明町大三東戊2531-1

平成25年3月29日提出

島原市教育委員会
教育長 清水 充枝

提案理由

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則第7条により、委嘱を解こうとするものである。

(参考)

○島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則（抜粋）

(身分)

第4条 外部指導者は、非常勤とする。

(委嘱)

第5条 外部指導者は、次の基準を満たすもののうちから学校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育に対する理解を持ち、必要な協力が得られること。
- (2) 職務遂行に必要な熱意を持っていること。
- (3) 体育、芸術、文化等に対する深い関心と理解を持っていること。

(任期)

第7条 外部指導者の任期は、1年とする。ただし、補欠の外部指導者の任期については、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、外部指導者が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前項の規定による任期の期間中においても解任することができる。
- 3 外部指導者は、再任することができる。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

第9号議案

平成25年度島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について

平成25年度島原市立中学校部活動外部指導者に別紙の者を委嘱する。

平成25年3月29日提出

島原市教育委員会
教育長 清水 充枝

提案理由

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則第5条及び第7条により、指導者に委嘱しようとするものである。

(参考)

○島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則（抜粋）

(身分)

第4条 外部指導者は、非常勤とする。

(委嘱)

第5条 外部指導者は、次の基準を満たすもののうちから学校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育に対する理解を持ち、必要な協力が得られること。
- (2) 職務遂行に必要な熱意を持っていること。
- (3) 体育、芸術、文化等に対する深い関心と理解を持っていること。

(任期)

第7条 外部指導者の任期は、1年とする。ただし、補欠の外部指導者の任期については、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、外部指導者が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前項の規定による任期の期間中においても解任することができる。
- 3 外部指導者は、再任することができる。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

平成25年度 島原市中学校部活動外部指導者一覧表

平成25年3月29日現在

学校名	部名	氏名	性別	年齢	住所	新規・継続
島原市立第一中学校	野球	武次亮太	男	34	島原市新湊二丁目1989-11	継続
	剣道(男)	本多幸治	男	55	島原市本町乙531-1	継続
	剣道(女)	太田清敏	男	56	島原市本光寺町4316-2	継続
		中村壽文	男	53	島原市新建2106-1	継続
	卓球	徳永清己	男	46	島原市柏野町2710	継続
	バスケットボール(女)	吉田直也	男	33	島原市六ツ木町甲987	継続
	バスケットボール(男)	陶山圭一郎	男	57	島原市柏野町2840	継続
	サッカー	土本富三幸	男	48	島原市宇土町乙709-3	継続
	ソフトテニス(男)	山本寛一郎	男	49	島原市柿の木町3201	継続
		原田佳幸	男	44	島原市田町761番地	継続
	ソフトテニス(女)	内藤賢裕	男	49	島原市本町乙345-1	継続
	フラスバンド	岡崎和興	男	65	島原市宮の町641-2	継続
島原市立第二中学校	バスケットボール(男)	松崎将治	男	57	島原市緑町8258	新規
	バスケットボール(女)	宇土宏	男	57	島原市上の原二丁目6318-7	継続
	バレーボール(女)	高木清治	男	52	島原市船泊町丁3246-3	継続
	ソフトテニス(女)	珠林成子	女	43	島原市津町581-1	継続
	サッカー	石本幸紀	男	48	島原市稗田町甲70	継続
	柔道	高田悦成	男	41	島原市靈南2丁目52	継続
		笹田浩司	男	44	島原市南崩山町2888番地2	継続
	剣道	友永峰昭	男	63	島原市新山四丁目8841-1	継続
	野球	吉田信人	男	49	島原市青葉町5334-5	継続
		白井浩二	男	50	島原市南柏野町3108	継続
	水泳	菅利顕	男	71	島原市有明町湯江甲839	継続
島原市立第三中学校	卓球(男)	田中萬治	男	77	島原市栄町8498	継続
	卓球(女)	永石三代子	女	55	島原市鎌田町丁4138	継続
	サッカー	松崎英治	男	47	島原市南崩山町丁3338-5	継続
		園田雅彦	男	35	島原市大下町丙1191-14	継続
	野球	森永敏夫	男	56	島原市新湊二丁目丙1638-1	継続
	ハレーボール(女)	鎌取哲朗	男	30	島原市新湊二丁目丙1944-1	継続
	ソフトテニス(男)	永田栄治	男	50	島原市仁田町1845-53	継続
		岩永杏菜	女	28	島原市仁田町1845-53	継続
	ソフトテニス(女)	中村博喜	男	45	島原市南崩山丁2455	新規
		松崎昭彦	男	46	島原市南崩山丁4143	新規
	松下範行	男	46	島原市中安德町丁1814-2	継続	
島原市立三会中学校	野球	吉田章	男	45	島原市下宮町甲1840	継続
	柔道	下田文男	男	60	島原市油堀町829-2	継続
	ソフトボール	小笹清子	女	59	島原市寺中町丙1585-2	継続
	ソフトテニス(男)	大津崇嗣	男	28	島原市中野町丙1293	継続
		橋口真吾	男	20	島原市中野町丙78-1	新規
	ソフトテニス(女)	森川香里	女	33	島原市大手原町甲2096	継続
	サッカー	小森慎司	男	40	島原市下宮町甲2417	継続
吹奏楽	本多邦年	男	58	島原市亀の甲町乙1797	継続	
島原市立有明中学校	野球	全子一雄	男	66	島原市有明町大三東戊453-3	継続
		宇土靖	男	43	島原市有明町大三東甲2214	継続
	ソフトテニス(男)	荒木義文	男	29	島原市有明町湯江丙29-1	継続
	ソフトテニス(女)	大川エミ	女	41	島原市有明町大三東戊812	継続
	ハレーボール(男)	松本恒一	男	50	島原市有明町大三東丙140	継続
		太田優	男	34	島原市有明町湯江丙221	継続
		吉田祐一	男	27	島原市有明町大三東甲524	継続
	バスケットボール(男)	林田靖仁	男	52	島原市有明町湯江丁2960	継続
	陸上	吉本義博	男	63	島原市有明町大三東丁779-2	継続
		吉本大起	男	28	島原市有明町大三東丁779-2	継続
	サッカー	小林真澄	男	37	島原市有明町大三東戊1022-6	継続
		宇土将輝	男	22	島原市有明町大三東乙577	継続
		木村力	男	27	島原市有明町大三東丙697-2	継続
	剣道	前田英幸	男	40	島原市有明町湯江丙137	継続
	柔道	堀川和徳	男	65	島原市有明町大三東丁814-1	継続
		宮崎豪	男	39	島原市有明町湯江乙887-1	継続
水泳	竹田宗晴	男	28	島原市有明町大三東甲1136	継続	

第 10 号議案

島原市教育委員会委員長の選挙について

島原市教育委員会委員長が、平成 25 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、委員長の選挙を行う。

平成 25 年 3 月 29 日提出

島原市教育委員会

教育長 清水 充枝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、委員長の任期満了にともない選挙を行おうとするものである。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(委員長)

第12条 教育委員会は、委員（第16条第2項の規定により教育長に任命された委員を除く。）のうちから、委員長を選挙しなければならない。

2 委員長の任期は、1年とする。ただし、再選されることができる。

3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。